

平成28年度社会福祉法人太陽学園事業計画

第1 事業の目的及び方針

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

1 社会福祉法人太陽学園 本部 (太陽学園内)

2 (太陽学園 拠点事業所)

指定障害福祉サービス事業

(1) 生活介護事業(定員 20名)

利用者の意思決定に基づいたその人らしい生活が営むことができるよう支援し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を行います。

(2) 就労継続支援B型事業(定員 30名)

利用者の働く意欲を尊重し、その人に合った生産活動の場を提供する。また、社会生活における習慣の習得ができるよう必要な訓練及びその他の便宜を行います。

(3) 特定相談支援事業

相談支援事業所としての在るべき姿を常に検討し・反省し、利用者の意向に十分に応えることができるよう、相談支援の向上を図ります。

(4) 日中一時支援事業(福島市、国見町 生活介護 定員 5名)

3 (福島おおなみ学園 拠点事業所)

障害者支援施設事業

(1) 生活介護事業(定員 30名)

利用者の意思決定に基づいたその人らしい生活が営むことができるよう支援し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を行います。

(2) 就労継続支援B型事業(定員 20名)

利用者の働く意欲を尊重し、その人に合った生産活動の場を提供する。また、社会生活における習慣の習得ができるよう必要な訓練及びその他の便宜を行います。

(3) 施設入所支援事(定員 50名)

利用者が日中活動と併せて夜間においてその人らしい生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護等の便宜を行います。

障害福祉サービス事業

- (4) 短期入所事業所福島おおなみ学園 定員 4 名
居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に、短期間の入所の提供を行います。
- (5) 指定共同生活援助事業伊達ホーム 定員 5 名

2. 方針

- (1) 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、もてる能力を十分に発揮させ、また維持しながら社会参加、生きがいを得るための適切な援護、擁護及び訓練を行い、自立意欲の涵養に努める。
- (2) 施設の社会化を推進し、地域との交流を進めると共に、障害者に対する社会の理解が得られるよう努める。
- (3) 法人及び施設の事務、事業の改善のための提案制度を奨励し、事業の活性化を図る。
- (4) 職員処遇の最善に努める。

第 2. 施設の運営管理について

- 1. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき指定を受けた施設・事業所は障害者総合支援法等の関係法令を遵守し、施設の運営管理に努める。
- 2. 施設はできる限り居宅に近い環境のなかで、地域や家庭との結びつきを重んじた運営に努める。
- 3. 障害者支援施設等においては、施設としての支援計画を定め、サービス管理責任者を配置し、利用者の心身の状況や希望等に応じた「個別支援計画」を作成し支援にあたる。
- 4. 施設環境の整備と保全に努める。

第 3. 地域の在宅要援護知的障害者等に対するサービスについて

福島おおなみ学園指定短期入所事業所として、要援護状態または要支援状態にある知的障害者に対し適正かつ総合的な指定居宅支援を提供するため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業所との連携を図り、要支援者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立に向けた日常生活を営むことができるよう支援計画の作成に努める。

第 4 居宅支援サービスの運営管理について

グループホーム(共同生活援助)は居宅支援サービスの一つとして実施する。

第 5 社会福祉法人の社会福祉法施行に伴う対応について

- 1. 利用者本位の福祉サービス提供を実現させるために苦情解決体制の推進を図り、サービスの質の向上に努める。

2. 利用者主体のサービスの向上に努める。
3. 公正・公平な事業運営と利用者のサービス選択に資するため、サービスの内容に関する情報の提供、財務諸表及び事業報告等の開示を行い、事業の透明性に努める。
4. 利用者に対する人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対しては研修を実施するなどの措置を講ずる。
5. 職員がその業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、その秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においてもその秘密が保持されるよう措置を講ずる。

第6 利用者へのサービス提供について

1. 利用者個々の自主性独立心を損なうことなく、そのニーズを確実に把握し、その者に適応した支援方針を作成し、日常生活支援、健康管理、相談、社会的活動支援、職業提供支援等を行い適切なサービス提供に努める。
2. 利用者の社会活動への参加促進を図る。
3. 障害者総合支援法に基づく見直し等の移行に係る、受給者票取得等のための諸手続きに協力して頂く。

第7. 就労継続支援等について

1. 就労継続支援事業(B型)は、一般企業等の雇用に結びつかない利用者が就労の機会等を通じ生産活動に関する知識や能力の向上を図る。また、利用者が参加できる作業内容を整え、作業を通して社会経済活動に参加することにより、働くことの自覚と喜びを見つけ、利用者自身が社会参加への方向性を見つけられるよう支援に努める。
2. 一般就労も視野に入れ、職業相談、職場開拓、職場実習等の支援を行い、地域の中で働くことができるよう、体制作りに努める。
3. 生産品の開拓に努める。
4. 利用者の障害程度や適正、能力等に応じた職種を開拓し、地域企業等との連携を図りながら、受注の確保に努める。
5. 係る製品の品質管理に、衛生管理に配慮し、良い製品の納入、販売に努める。
6. 作業の安全管理に万全を期する。
7. 利用者の作業工賃は、「福島県障がい者工賃向上プラン」を目指し努力する。

第8. 生活支援について

1. 地域参加の機会を多く設け、多くの人とのふれあいを通して社会性の育成を支援する。
2. 利用者の日常生活を変化と潤いのあるものにするため、新聞、テレビ等を備えるほか、レクリエーション及び季節の行事等を実施し、社会人として自立できるよう支援する。
3. 利用者の日常を観察し、実態把握に努めながら、能力に応じた生活目標をたて主体的な

生活が高まるよう支援する。

4. 利用者の自主性と責任ある行動育成のため、自治組織等の推進を図る。
5. 利用者家族とのコミュニケーションを蜜に行い、連休、お盆休暇、年末年始休暇等には可能な範囲で帰省を支援し、ふれあいを深める。また、福祉事務所との連携において、家族との連絡調整をも図る。
6. 地域生活移行を利用者と家族の意向を尊重しながら支援する。

第9. 健康管理について

1. 常に利用者の健康状態を把握し、健康状態に異常のある者には特に細心の注意を払い、必要に応じた適切な健康管理にあたる。
2. 毎月体重測定及び必要とする者に対して血圧測定を行い、嘱託医との連絡を密にし、また、定期的な健康診断等を実施し、病気の予防並びに早期発見に努める。
3. 利用者の健康保持のため、衛生管理と環境の整備に努める。

第10. 給食について

1. 献立は、十分な栄養と変化に富んだ内容とし、かつ利用者の生活習慣病予防、肥満について配慮し、減塩、菜食などに取り組み、個々の健康状態も評価、判定し、栄養基準量の適性量の確保に努める。
2. 給食委員会を毎月開催し、利用者の希望等を勘案するほか嗜好調査を年1回以上実施し、献立に努める。
3. 毎日残菜調査を行い、利用者の嗜好を把握するとともに偏食等の是正の改善に努める。
4. 給食には行事食並びに旬のものを取り入れ、家庭的な味付けを大切に、季節色豊かな献立に努める。
5. 選択メニューを積極的に取り入れ、利用者に楽しみを提供する。
6. 食品の保管には、十分に注意し、常時、整理、整頓、清潔に気を配り食中毒の予防について万全を期す。

第11. 事故防止について

1. 年2回の防災設備の法定点検と非常口、防火扉等建物の定期的な自主点検に加え、利用者の使用している電気器具の点検を実施し、事故発生の絶無と事故防止の徹底を図る。
2. 法人施設間、職員間のほか、地域防災協力者、地域消防団など地域の人々の協力を要請し設置している緊急連絡体制が、有事の際、迅速、有効に機能するように訓練の充実を図る。
3. 火災、地震、水害等の非常災害時に利用者、職員が迅速、適切な避難行動がとれるよう訓練の充実を図るとともに、防災教育及び安全管理を徹底させる。
4. 事故防止のため建物内の巡視を日常的に実施し、園内及び居室等の危険箇所や危険物等の早期発見に努める。

5. 作業及び訓練中の事故の絶無に努める。
6. 通院、製品の納入、事務連絡等公用車の使用の際には、交通ルールを遵守し、シートベルトの着用、子供や高齢者に対する思いやり運転など安全運転を心がけるとともに、交通事故の絶無に努める。

第12. 職員の資質の向上について

1. 各研修会等に積極的に参加させ、また先進同種の施設の視察を行い、施設内においては、社会福祉事業従事者としての職業観に立って、専門知識の修得と実務体験の積み重ねを通し、自己研鑽をしながら、資質の向上に努める。
2. 職員相互の意思疎通をはかり、組織人として責任と協調性のある連帯意識をもって人間性豊かな職場環境づくりに努める。
3. 社会福祉士、介護福祉士等の各種資格取得を奨励と支援に努める。
4. 虐待防止のための措置に関する事項について
障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制整備を行うとともに研修を実施する等措置を講ずるものとする。

第13. 関係機関、団体との連携について

1. 関係機関団体に対し連携を密にすると共に関連他施設との連携に努める。
2. 地域社会の理解と協力を求め、利用者の幸せと障害福祉の推進に努める。
3. ボランティアの積極的な受け入れ、相談援助実習生等の受け入れ

第14. 施設の整備等について

第15. 予算の執行

予算の執行にあたっては、適切な計画のもと適切に執行し、健全な運営に努める。